

## 十勝川水系自然再生検討会（第4回） 議事要旨

■日 時：令和5年11月13日（月）15：00～17：00

■場 所：とがち館 2階 金枝の間

■出席者：

（会場）中村委員長、赤坂委員、石原委員、卜部委員、根岸委員、柳川委員、山岡委員

（WEB）大串委員、柿沼委員、森委員、渡邊委員（以上11名、泉委員は欠席）

※委員長以降の順は会場・WEB参加者別に五十音順

■議題

- （1）第3回議事概要及び対応方針について
- （2）十勝川水系自然再生基本計画（案）について
- （3）今後の進め方について

■議事要旨

- （1）第3回議事概要及び対応方針について

第3回十勝川水系自然再生検討会（令和5年8月31日）の議事内容及び対応方針について事務局から説明した。これに対し各委員が確認された。

- （2）十勝川水系自然再生基本計画（案）について

十勝川水系自然再生基本計画（案）について事務局から説明した。また、森委員より、「自然再生による河川環境（生物多様性）の向上の考え方」について説明された。これに対し、委員から以下の発言があった。

■自然再生の目標について

- ・人と河川の豊かなふれあいの場の確保にある項目について、環境・防災教育は、河川整備が最初にある話であるため、防災が先にあってもよいのではないか。また利活用は、具体的に何をするか分からないため、再考してほしい。環境・防災・社会経済、という分け方が良いのでは？（委員長）
- ・事業の対象期間は30年程度となるが、事業実施の優先順位を実施段階から考える必要があり、また優先順位をつける記載が本文に必要ではないか。（柿沼委員）  
→優先順位を設定することを本文に記載する。整備計画に合わせ30年程度の対象期間としているが、整備計画を踏まえた優先順位の設定について、技術検討会で議論をしていきたい。（事務局）
- ・自然再生の理念として地域活性化を掲げているが、後述の地域連携の項目には、シニックバイウェイを実施している道路事業や管内のアウトドア事業との連携、

地域の景観等、多様な方針について記載すべきではないか。(委員)

→道路事業や農業事業等の取組との連携、景観について本文に記載する。(事務局)

- ・地域活性化の人づくり、地域づくりには、観光ガイドが重要と考える。ガイド不足や担い手がいない状況であり、自然再生事業における地域活性化に期待したい。

(委員)

→ガイドの育成については、関係機関に促しつつ、連携して取り組んでいきたい。

(事務局)

- ・ネイチャーポジティブの概要図のうち生物の応答のグラフについて、縦軸を生物相としているが、モニタリングを実施してくことを考えると生物種等の具体的な数値が分かるようにした方がいいのではないか。(委員)

→生物種、種数、生息場や河道特性等の要素を包括して、生物相と表記した。(事務局)

→生物相と記載している縦軸は、生物多様性に関する指標となり、どのような指標としていくかは今後の議論となる。生物種や種数等をモデルのパラメーターとすることが出来る。(委員)

→治水目標や利水目標に続く環境目標を設定していく議論があるが、この自然再生での検討が環境目標設定のマイルストーンとなることを期待する。(委員長)

- ・生息場の目標の評価については、物理環境の改善が定量的な評価につながると考える。定量化する際に、洪水の頻度や規模、場の冠水頻度等がどのような状態であったかを考慮してほしい。(委員)

→河川のダイナミズムを考慮できるよう、ひとまず課題としておき、今後の検討に反映してほしい。(委員長)

- ・30by30 や昭和 50 年代の水準の記載があるが、目標値の設定について確認させてほしい。(委員)

→30by30 は、2030 年までに陸域と海域の 30%を保護区とする国際協約になるが、これを達成しようとした場合、十勝川水系の自然再生では現況に対し 30%を超え、130%を保護区ではないが拡幅させることができ、これは昭和 50 年代の水準まで到達する値である。30by30 以上の目標を達成できるということになる。(委員長)

→目標にある現河道が形成された年代は、昭和 50 年代と記載し、その水準まで到達することを分かりやすく記載する。(事務局)

- ・樹木の連続性は熊などの野生動物の移動に関係する。河畔林や防風林等の連続性が必要な場所を考え、どこで連続性を確保していくかが重要と考える。(委員長)

→連続性が途切れるとそこで問題が生じてしまう。人間に害のない場所に向けて連続性を確保していくことが基本と考える。(委員)

→軋轢が起きやすい生物とそうでない生物がいるため、生物種を考慮して検討を進めるのがよい。(委員)

#### ■自然再生事業の実施方法について

・水系の生態系ネットワークを考える場合に、自然再生の対象としている直轄管理区間以外の河川はどのような対応を行っていくのか。(委員)

→自然再生事業は直轄管理区間の河川区域内のみが対象となるが、十勝川外流域治水協議会を活用し、事業の情報を共有し、北海道や自治体の取組促進につなげたいと考えている。(事務局)

・十勝川の相生中島地区は、まさに官民連携で事業を実施した箇所である。手弁当で進めているため、今後どのような官民連携のパターンを作っていくかが大事だと思う。(委員)

→紹介いただいた官民連携の事例は積極的に取り込んでいきたい。(事務局)

・今後、技術検討会と地域連携自然再生委員会の2つの会で具体的内容を協議していくことになるが、同時開催により情報共有が出来ると良い。運営方法について検討してほしい。(委員長)

#### ■地域連携について

・民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして国が認定しているが、NGOのメリットになりえるか。(委員長)

→十勝中流部市民協議会での活動が自然共生サイトとして認定されることで、イメージアップといったメリットはないが、広く活動内容が知られ、共に活動する人が集まるきっかけになりえると思う。(委員)

→道の駅に認定され施設利用者数が増大した経験があり、認定されるという強みはあると思う。(委員)

#### (3) 今後の進め方について

十勝川水系自然再生基本計画、十勝川水系自然再生技術検討会、十勝川水系地域連携自然再生委員会のスケジュールについて事務局から説明した。これに対し各委員が確認された。

なお、基本計画の策定に向け、記載内容を委員長一任とすることが承知された。

以 上